

## 地方独立行政法人玉野医療センター業務実績評価に係る実施要領

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づく地方独立行政法人玉野医療センター（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を、以下の要領により実施する。

## 1. 評価の種別

## (1) 年度評価

各事業年度終了後に当該年度の業務の実績について評価を実施する。

## (2) 中期目標期間見込評価

中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に中期目標の期間に見込まれる業務の実績について評価を実施する。

## (3) 中期目標期間評価

中期目標の期間の最後の事業年度終了後に中期目標の期間の業務の実績について評価を実施する。

## 2. 評価の流れ

## (1) 評価の方法

年度評価、中期目標期間見込評価、中期目標期間評価のいずれの評価も 3. 及び 4. に記載する「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

## (2) 報告書の提出

事業年度の終了後 3 ヶ月以内に、法人は各項目の実績及び実績に係る自己評価等を記載した業務実績報告書を作成し市長へ提出する。

## (3) 評価の実施

法人から提出された業務実績報告書について、法第 28 条第 4 項及び地方独立行政法人玉野医療センター評価委員会条例第 2 条の規定に基づき、地方独立行政法人玉野医療センター評価委員会の意見を聞いた上で、総合的な評価を行う。

## 3. 項目別評価

年度計画及び中期計画について実施状況や達成状況を踏まえ、小項目及び大項目ごとの進捗状況について、下記の評価基準に基づき 5 段階評価により行う。

## (1) 評価の基準

[小項目評価基準]

「5」：年度計画、中期計画を大幅に上回って実施している。

「4」：年度計画、中期計画を上回って実施している。

「3」：年度計画、中期計画どおりに実施している。

「2」：年度計画、中期計画を下回っている。

「1」：年度計画、中期計画を大幅に下回っている、又は実施できていない。

#### [大項目評価基準]

「S」：中期目標、中期計画の実現に向けて著しく進捗している。

(小項目評価の平均点が4.5以上)

「A」：中期目標、中期計画の実現に向けて順調に進捗している。

(小項目評価の平均点が3.5以上4.5未満)

「B」：中期目標、中期計画の実現に向けておおむね順調に進捗している。

(小項目評価の平均点が2.5以上3.5未満)

「C」：中期目標、中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(小項目評価の平均点が1.5以上2.5未満)

「D」：中期目標、中期計画の実現から大幅に遅れている。

(小項目評価の平均点が1.5未満)

#### (2) 法人による自己評価

法人は、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、できる限り具体的かつ定量的に記載するとともに、特色ある取り組み、法人運営や事業実施を円滑に行うための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

#### (3) 市長による評価

市長は、法人による自己評価及び評価委員会の意見を踏まえ、小項目及び大項目ごとの進捗状況について、評価を行う。

#### 4. 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

また、評価委員会は市長が評価した全体評価に対して、必要に応じて意見を述べることができる。